

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額終身保険「ハートフルワン」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成21年12月14日（月）より全支店・出張所にて変額終身保険「ハートフルワン(Heartful One)」(正式名称：変額終身保険(09)) (引受保険会社：三井住友海上メットライフ生命保険株式会社) の取扱いを開始いたします。

「ハートフルワン」は、「大切な資産だからこそ、安心してのこしたい」というお客様のニーズにお応えするため、以下の特徴を有する変額終身保険です。

1. 一生涯の死亡保障と最低保証

・被保険者をご存命である限り、死亡保障は一生涯続きます^{※1}。

・特別勘定の運用実績にかかわらず、死亡保険金として基本保険金額を最低保証^{※2}します。

※1 なお、被保険者が100歳に到達する契約応当日（移行日）以後は、移行日前日の死亡保険金相当額（移行額）に基づき計算した新たな死亡保険金額を保障します。この移行日以後の死亡保険金額は、移行日前日の死亡保険金を上回ります。

※2 特別勘定での運用期間中の死亡保険金額は、積立金額、最低死亡保障金額、基本保険金額のうち最も大きい金額となります。

2. 運用成果に応じて死亡保障が3年ごとにステップアップ

・特別勘定^{※3}の運用成果に応じて、契約日から起算して3年ごとに迎える契約応当日（更新日）に最低死亡保障金額がステップアップ^{※4}する可能性があります。

更新日の積立金額が、それまでの最低死亡保障金額よりも大きくなっていれば、その金額を新たな最低死亡保障金額とし、一度ステップアップした最低死亡保障金額は、それ以後下がることはありません。なお、ステップアップする金額に上限はありません。

※3 国内株式25%、国内債券75%の特別勘定で運用します。ただし、被保険者が100歳に到達する契約応当日（移行日）に一般勘定での運用に移行します。

※4 ステップアップの判定は、被保険者の年齢が80歳までとなります。ただし、被保険者の契約年齢が78歳から80歳の場合には、第1回目の更新日に限り最低死亡保障金額のステップアップの判定を行います。

当社では、今後とも商品ラインアップの拡充を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「ハートフルワン」の商品概要につきましては別紙をご参照ください。

以 上

変額終身保険「ハートフルワン」商品概要

全般	商品名	変額終身保険(09) (愛称:「ハートフルワン」)	
	契約年齢(被保険者満年齢)	15歳～80歳	
	基本保険金額 (一時払保険料)	500万円以上 5億円以下(1万円単位)	
	増額 解約	取扱あり(被保険者が80歳に到達する契約応当日まで) 取扱あり	
	一部解約(減額)	可(単位:10万円以上1万円単位) 以下のとおり、移行日前後において条件が異なります。	
		移行日*前	移行日*後
		一部解約	減額
		一部解約後の基本保険金額が500万円未満となる場合、または特別勘定の積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をすることはできません。	減額後の死亡保険金額が200万円未満となる場合には、減額のお取扱いはできません。
	クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象。 申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込の撤回または契約の解除が可能。その場合、一時払保険料の全額を返金します。	
運用	保険期間	終身	
	運用勘定 基本配分比率	特別勘定(バランスファンド1本。特別勘定の名称:日本投資25) (投資信託の名称:中央三井国内バランスVA25) ・国内株式25% ・国内債券75% 但し、被保険者が100歳に到達する契約応当日に一般勘定での運用に移行します。	
死亡保障	死亡保険金	以下のとおり、移行日前後において異なります。	
		移行日*前	移行日*後
		積立金額、最低死亡保障金額、基本保険金額のうち、最も大きい金額。	移行日前日の死亡保険金額相当額(移行額)に基づき計算した新たな金額。
	ステップアップ機能	あり	
	災害死亡保険金額	なし	
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の5%	
	保険関係費	積立金額に対して年率2.45%	
	資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度 (税抜0.15%程度)	
	年金管理費	遺族年金支払特約による年金でのお受取りの場合、 年金額に対して1%	
	解約控除率	2.0%～0.2% (契約日から10年未満の解約・一部解約の場合)	

※ 移行日:被保険者が100歳に到達する契約応当日

「ハートフルワン」の市場リスクと費用等について

【市場リスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を移行日前は投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、移行日以後は一般勘定で運用するしくみの生命保険商品です。特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客様にご負担いただく費用について】（この商品にかかる費用は、以下の費用の合計となります。）

- ご契約時
契約初期費用として、一時払保険料に対して5%を特別勘定への繰入前に控除します。（増額した場合にも、契約初期費用として増額保険料の5%がかかります。）
- 特別勘定での運用期間中
保険関係費として、積立金額に対して年率2.45%/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度（消費税込）/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 解約・一部解約時
契約日（増額部分については増額日）から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日（増額日）からの経過年数に応じて2%～0.2%を解約控除対象額（解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に乘じ、その金額（解約控除額）を積立金から控除します。
- 遺族年金支払特約による年金受取期間中
年金管理費として、年金額に対して1%を遺族年金支払特約による年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。

※資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 一度ステップアップした最低死亡保障金額は、それ以後下がることはありません。ただし、一部解約を行った場合には、一部解約をした割合に応じて減額されます。
- 移行日以後の死亡保険金額は、移行日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）によって計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 遺族年金支払特約により受取る年金額は、年金基金の設定時における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され、算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 本商品は三井住友海上メットライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。元本の保証はありません。
- 本保険商品のお申込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはありません。
- 中央三井信託銀行は、お客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- 法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合がございます。
- 保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご契約前に十分にお読みいただき、内容をご理解ください。また、ご契約時には「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、終身保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。